

## 平成21年度公共事業評価部会の審議状況について

## 1. 審議対象事業

## &lt; 知事部局 &gt;

一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業  
 みやぎ県北高速幹線道路整備事業（ 期）  
 主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業  
 主要地方道河南築館線 松崎道路改良事業  
 一般県道半田山下線 小平道路改良事業  
 広域河川 白石川（荒川）河川改修事業  
 広域河川 増田川（川内沢川）河川改修事業  
 津谷川総合流域防災事業  
 真野川（上流）総合流域防災事業  
 洞堀川総合流域防災事業  
 侵食対策事業 大曲海岸  
 南野尻沢 2 通常砂防事業  
 大沢川火山砂防事業  
 かんがい排水事業（迫川上流地区）  
 かんがい排水事業（迫川上流 3 期地区）  
 かんがい排水事業（大崎西部 2 期地区）  
 経営体育成基盤整備事業（田尻西部地区）  
 経営体育成基盤整備事業（敷玉西部地区）  
 経営体育成基盤整備事業（北上地区）  
 湛水防除事業（槻木地区）

## &lt; 企業局 &gt;

仙南工業用水道事業

## 2. 事業概要

別紙参照

## 3. 部会審議の経過及び予定

平成21年 4月13日 第1回部会 部会の進め方  
 平成21年 6月 3日 諮問（知事部局 20 事業）  
 平成21年 6月17日 第2回部会 審議（農業農村整備 7 事業）  
 平成21年 7月22日 第3回部会 審議（道路 5 事業，砂防 2 事業）  
 平成21年 8月10日 第4回部会 審議（河川 5 事業，海岸 1 事業）  
 平成21年10月23日 第5回部会 答申とりまとめ，部会意見対応状況報告  
 平成21年11月13日 答申（知事部局 20 事業）  
 平成21年11月24日 諮問（企業局 1 事業：仙南工業用水道事業）  
 平成22年 1月12日 第6回部会 審議（仙南工業用水道事業）  
 平成22年 1月下旬 答申（企業局 1 事業：仙南工業用水道事業）  
 平成22年 2月12日 第7回部会 再評価事業完了報告（12 事業），  
 試行 2 次事後評価報告（2 事業）

#### 4. 審議結果（答申概要：知事部局20事業）

すべての事業について、「事業継続」とした県の評価を「妥当」とした。  
なお、事業の実施に関する意見は、以下のとおりとした。

##### （1）審議対象事業の実施に関する意見

一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業

事業の効率性が高く、大きな事業効果を見込めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めること。

##### （2）今後の事業の実施に関する意見

農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても実施すること。

##### （3）今後の公共事業再評価の実施に関する意見

事業の効率性を審議するうえで重要な指標である残事業B/Cを算出し、再評価調書へ記載すること。

企業局所管事業である仙南工業用水道事業については、審議中のため掲載していません。

# 事業概要一覧

別紙

< 知事部局 >

番号	事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費(億円)	事業目的・事業概要
1	道路	一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業 再々評価	大和町	H7	H24	33.9	道路改良事業により、国道4号や主要地方道仙台泉線の恒常的な混雑緩和や物流、交流の円滑な促進に寄与するもの。 延長1,437m 車道幅員6.5m(全体幅員11.5m)
2	道路	みやぎ県北高速幹線 道路整備事業(期) 再々評価	栗原市	H7	H23	250.0	栗原・登米地方の中心都市相互の連携を強化し、地域の活性化及び産業振興に資する高速性・定時性に優れた自動車専用道路を整備するもの。 延長8,800m 車道幅員7.0m(全体幅員12.0m)
3	道路	主要地方道 丸森柴田線 坂津田道路改良事業	角田市	H12	H28	14.7	道路改良事業により、仙南圏域を南北に連絡する幹線道路を整備し、円滑で安全な交通の確保を図るもの。 延長1,760m 車道幅員6.5m(全体幅員12.0m)
4	道路	主要地方道 河南築館線 松崎道路改良事業 再々評価	涌谷町	H7	H24	6.8	道路改良事業により、通勤通学路や生活道路として安全で円滑な交通を確保し、また大崎圏とその他の地域との一層の連携強化を図るもの。 延長1,941m 車道幅員6.0m(全体幅員9.75m)
5	道路	一般県道 半田山下線 小平道路改良事業	角田市 山元町	H12	H22	71.2	仙南部地域の広域的な連携強化と交流促進を図るため、道路改良事業により、道路の利便性を向上するもの。 延長6,350m 車道幅員6.5m(全体幅員11.0m)
6	河川	広域河川 白石川(荒川) 河川改修事業 再々評価	村田町	S48	H40	20.0	荒川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長2,250m
7	河川	広域河川 増田川(川内沢川) 河川改修事業 再々評価	名取市 岩沼市	H7	H40	186.6	川内沢川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長11,780m
8	河川	津谷川 総合流域防災事業 再々評価	本吉町	H2	H40	23.0	津谷川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長4,670m
9	河川	真野川(上流) 総合流域防災事業 再々評価	石巻市	H元	H30	29.9	真野川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長7,300m
10	河川	洞堀川 総合流域防災事業 再々評価	大和町	H2	H40	19.5	洞堀川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長2,725m
11	海岸	侵食対策事業 大曲海岸 再々評価	東松島市	H2	H27	38.8	越波による背後資産の浸水被害防止と砂浜の侵食防止を図るため、海岸保全施設を整備するもの。 海岸保全区域延長6,830m
12	砂防	南野尻沢2 通常砂防事業	仙台市	H12	H23	6.4	地域生活へ多大な影響を与える土石流災害を未然に防ぐため、砂防えん堤築造工事を実施するもの。 砂防えん堤4基 溪流保全工457.5m
13	砂防	大沢川 火山砂防事業	大崎市	H12	H23	16.4	砂防流路工並びに砂防えん堤を施工し、下流市道、人家、耕地等を保全し、民生の安定を図ることを目的とし、火山砂防事業を実施するもの。 流路工2,265m 床固工12基 帯工10基 砂防えん堤1基

番号	事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費(億円)	事業目的・事業概要
14	農業農村整備	かんがい排水事業 (迫川上流地区) 再々評価	栗原市 登米市 岩手県一関市	S58	H22	87.1	基幹的な農業水利施設を整備し、農業用水の合理的配分を行うとともに、農業経営の近代化及び合理化を図るもの。 受益面積3,760ha 頭首工3箇所 揚水機場工3箇所 用水路工40,709m
15	農業農村整備	かんがい排水事業 (迫川上流3期地区) 再々評価	栗原市	S61	H22	81.6	基幹的な農業水利施設を整備し、農業用水の合理的配分を行うとともに、農業経営の近代化及び合理化を図るもの。 受益面積3,014ha 頭首工3箇所 揚水機場工2箇所 用水路工32,855m
16	農業農村整備	かんがい排水事業 (大崎西部2期地区)	大崎市	H12	H23	15.8	基幹的な農業水利施設を整備し、農業用水の合理的配分を行うとともに、農業経営の近代化及び合理化を図るもの。 受益面積478ha 揚水機場工2箇所 用水路工4,349m
17	農業農村整備	経営体育成 基盤整備事業 (田尻西部地区)	大崎市	H12	H26	54.3	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、汎用耕地による土地利用率の向上、維持管理の節減等の合理化及び農業構造の改善を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積483.0ha 区画整理483.0ha 暗渠排水475.5ha 客土45.0ha
18	農業農村整備	経営体育成 基盤整備事業 (敷玉西部地区)	大崎市	H12	H24	23.1	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、汎用耕地による土地利用率の向上、維持管理の節減等の合理化及び農業構造の改善を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積240.3ha 区画整理240.3ha 暗渠排水239.8ha
19	農業農村整備	経営体育成 基盤整備事業 (北上地区)	石巻市	H12	H24	47.8	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、汎用耕地による土地利用率の向上、維持管理の節減等の合理化及び農業構造の改善を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積293.6ha 区画整理293.6ha 暗渠排水291.8ha
20	農業農村整備	湛水防除事業 (槻木地区) 再々評価	柴田町	H7	H24	60.9	排水施設を再整備し湛水被害を防止するとともに、農業経営の安定と生活環境の向上を図るもの。 受益面積464.8ha 排水機場1箇所 導水路267.4m 排水路1,833.3m

< 企業局 >

番号	事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費(億円)	事業目的・事業概要
1	工業用水道	仙南工業用水道事業	白石市 角田市 蔵王町 村田町 柴田町 七ヶ宿町	S53	-	186.4	仙南地域の工業導入地区等に対し、工業用水を供給するもの。 ダム建設(負担金) 取水施設, 中央管理棟1棟 送水管敷設30,500m 配水池3池, 加圧ポンプ3台

## 公共事業再評価について

### ( 1 ) 公共事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

### ( 2 ) 公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

事業着手後 5 年間を経過した時点で未着工の見込みの事業  
事業着手後 10 年間を経過した時点で継続中の見込みの事業  
再評価実施後 5 年間を経過した時点で未着工又は継続中の見込みの事業  
事業採択後、準備・計画段階で 5 年間が経過する見込みの事業  
（地域高規格道路事業，ダム事業に限る。）  
社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業

### ( 3 ) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の各事業担当課において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

事業の進捗状況  
事業を巡る社会経済情勢等の変化への対応  
代替案と比較検討した場合の妥当性  
コスト縮減の検討内容の適切性  
費用対効果の適切性

#### (4) 公共事業再評価の流れ

公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1, 2】  
 県は、公共事業再評価調書を作成して、自ら評価します。

宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】  
 上記の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】  
 その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】  
 評価結果を踏まえ、翌年度以降の事業実施方針の検討並びに翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表し、県議会に報告することとしています。

#### 〈 フロー図 〉

